

全国の法定外税の制定の現状

ア 道府県法定外普通税

平成17年3月現在

団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	15年度決算額 (百万円)
沖縄県	石油価格調整税	揮発油の販売	揮発油に係る数量から条例で定める欠減数量を控除した数量	揮発油の精製業者又は輸入業者その他これらに類する者のうち県内に事務所を設けて揮発油の販売を業とするもので知事が指定するもの(元売業者)	申告納付	1,500円/kl	968
福井県	核燃料税	発電用原子炉への核燃料の挿入	発電用原子炉に挿入した核燃料の価額(福島県については価額及び重量)	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の10	7,063
福島県						従価割:100分の10 重量割:6,000円/kg	1,735
愛媛県						100分の10	1,108
佐賀県						100分の10	889
島根県						100分の7	697
静岡県						100分の7	688
鹿児島県						100分の10	1,072
宮城県						100分の10	1,082
新潟県						100分の12	1,066
北海道						100分の10	455
石川県						100分の10	430
茨城県	核燃料等取扱税	①原子炉への核燃料の挿入 ②使用済燃料の受入れ ③ガラス固化体の保管 ④放射性廃棄物の発生 ⑤放射性廃棄物の保管	①原子炉に挿入した核燃料の価額 ②使用済燃料の原子核分裂前のウランの重量 ③ガラス固化体の容器の数量 ④放射性廃棄物の容器の容量 ⑤放射性廃棄物の容器の容量	①原子炉設置者 ②再処理事業者 ③再処理事業者 ④原子力事業者 ⑤原子力事業者	申告納付	①核燃料価額の100分の10 ② 35,400円/kg ③938,000円/本 ④ 62,400円/㎡ ⑤ 3,000円/㎡	1,567
青森県	核燃料物質等取扱税	①ウランの濃縮 ②原子炉への核燃料の挿入 ③使用済燃料の受入れ ④廃棄物の管理 ⑤廃棄物の埋設	①製品ウランの重量 ②原子炉に挿入した核燃料の価額 ③使用済燃料の原子核分裂前のウランの重量 ④ガラス固化体の容器の数量 ⑤廃棄物埋設に係る廃棄体に係る容器の容量	①加工事業者 ②原子炉設置者 ③再処理事業者 ④廃棄物管理事業者 ⑤廃棄物埋設事業者	申告納付	① 16,200円/kg ②核燃料価額の100分の10(当面の間100分の12) ③ 23,800円/kg ④630,000円/本 ⑤ 20,900円/㎡	11,223

神奈川県	臨時特例企業税	法人の事業活動	所得の計算上繰越欠損金と相殺される当期利益の金額	資本金額又は出資金額が5億円を超える法人で、当期利益が発生しているもの	申告納付	2%	H13.8.1施行 5,031
------	---------	---------	--------------------------	-------------------------------------	------	----	--------------------

イ 市町村法定外普通税

平成17年3月現在

団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	15年度決算額 (百万円)
神奈川県 中井町	砂利採取税	砂利の採取	採取量	採取業者	申告納付	洗浄した 砂利 1 m ³ 30円 その他 1 m ³ 15円	1.4
神奈川県 山北町	砂利採取税	砂利及び岩石 の採取	採取量	採取業者	申告納付	砂利 1 m ³ 15円 岩石 1 m ³ 10円	1.1
京都府 城陽市	山砂利採取 税	山砂利の採取	採取量	採取業者	申告納付	1 m ³ 40円	2.2
静岡県 熱海市	別荘等所有 税	別荘等の所有	別荘等の床面 積	所有者	普通徴収	1 m ² 年 650円	55.2
福岡県 太宰府市	歴史と文化 の環境税	有料駐車場に 駐車する行為	有料駐車場に 駐車する台数	有料駐車場を利 用する者	特別徴収	二輪車（自転車を除く）…50円 乗車定員10人以下 の自動車…100円 乗車定員10人超29 人以下の自動車 …300円 乗車定員29人超の 自動車…500円	H15.5.23施行
鹿児島県 薩摩川内 市	使用済核燃 料税	使用済核燃料 の貯蔵	貯蔵されてい る使用済核燃 料（使用済核 燃料集合体） の数量（1原 子炉につき15 7体を超える 分）	原子炉設置者	申告納付	230,000円/体	H15.11.1施行
東京都 豊島区	狭小住戸集 合住宅税	豊島区内にお ける狭小住戸 （床面積29 m ² 未満の住 戸）を有する 集合住宅の建 築等	区内に新たに 生ずる集合住 宅の狭小住戸 の戸数	建築主	申告納付	狭小住戸 1戸につ き50万円	H16.6.1施行

ウ 道府県法定外目的税

平成17年3月現在

団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	15年度決算額 (百万円)
三重県	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	①最終処分場への搬入： 当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入： 当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量	産業廃棄物を最終処分場又は中間処理施設へ搬入する事業者	申告納付	1,000円/ト ※年間搬入量 1000ト未満は免税	H14.4.1施行 133
東京都	宿泊税	ホテル又は旅館への宿泊行為	ホテル又は旅館への宿泊数	ホテル又は旅館の宿泊者	特別徴収	1人1泊について 宿泊料金が 10千円～15千円 未満：100円 15千円以上： 200円	H14.10.1施行 1,154
岡山県	産業廃棄物処理税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/ト	H15.4.1施行 856
広島県	産業廃棄物埋立税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税免除	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/ト	H15.4.1施行 638
鳥取県	産業廃棄物処分場税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税対象外 ※下水処理に伴う汚泥等は非課税	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/ト	H15.4.1施行 8
岐阜県	乗鞍環境保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車運転して自ら入り込む行為、又は他人を入り込ませる行為	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車進入する回数	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車運転者	特別徴収 ※シャトルバス、路線バス等については月ごとの申告納付	○乗車定員が30人以上の自動車 ・一般乗合用バス以外 3,000円/回 ・一般乗合用バスでは月ごと 2,000円/回 ○乗車定員が11人以上29人以下の自動車 1500円/回 ○乗車定員が10人以下の自動車 300円/回	H15.4.1施行 30

青森県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※県が供給する工業用水のうち、河川の表流水を原水により供給しているものから発生する汚泥を自社処理する場合は非課税	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.1.1施行
岩手県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.1.1施行
秋田県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン (公有水面埋立区域内に県が設置する最終処分場への指定副産物の搬入については250円/トン)	H16.1.1施行
滋賀県	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	①最終処分場への搬入： 当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入： 当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量	産業廃棄物を最終処分場又は中間処理施設へ搬入する事業者	申告納付	1,000円/トン ※年間搬入量500トン未満は免税	H16.1.1施行
奈良県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行
山口県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税免除	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行
新潟県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行
京都府	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.7.30同意
宮城県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.7.30同意

島根県	産業廃棄物減量税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収※自社処分は申告納付	1,000円/トン ※ 導入初年度333円/トン、2年度目666円/トン	H16.10.26同意
福岡県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	焼却施設及び最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収※自社処分は申告納付	焼却施設：800円/トン 最終処分場：1,000円/トン	H16.10.29同意
佐賀県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	焼却施設及び最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収※自社処分は申告納付	焼却施設：800円/トン 最終処分場：1,000円/トン	H16.10.29同意
長崎県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	焼却施設及び最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収※自社処分は申告納付	焼却施設：800円/トン 最終処分場：1,000円/トン	H16.10.29同意
大分県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	焼却施設及び最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収※自社処分は申告納付	焼却施設：800円/トン 最終処分場：1,000円/トン	H16.10.29同意
鹿児島県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	焼却施設及び最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収※自社処分は申告納付	焼却施設：800円/トン 最終処分場：1,000円/トン	H16.10.29同意
宮崎県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	焼却施設及び最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収※自社処分は申告納付	焼却施設：800円/トン 最終処分場：1,000円/トン	H17.2.8同意
熊本県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.2.8同意

工 市町村法定外目的税

平成17年3月現在

団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	15年度決算額 (百万円)
山梨県 富士河口 湖町 (注)	遊漁税	河口湖での遊 漁行為		遊漁行為を行う 者	特別徴収	1人1日 200円	H13.7.1 施行 33
岐阜県 多治見市	一般廃棄物 埋立税	多治見市内の 一般廃棄物処 理施設に埋立 を目的として 市外から持ち 込まれる一般 廃棄物	多治見市内の 一般廃棄物処 理施設に埋立 を目的として 市外から持ち 込まれる一般 廃棄物の重量	多治見市内にあ る一般廃棄物処 理施設の設置者 (多治見市を除 く。)	申告納付	前年度の埋立量が 10万ト以下： 500円/トン 10万トン超： 750円/トン	H14.4.1 施行 45
福岡県 北九州市	環境未来税	最終処分場へ の産業廃棄物 の埋立処分	最終処分場に おいて埋立処 分される産業 廃棄物の重量	最終処分場にお いて埋立処分さ れる産業廃棄物 の最終処分業者 及び自家処分業 者	申告納付	1,000円/トン ※条例施行後3年 間は500円/トン	H15.10.1 施行 248
新潟県 柏崎市	使用済核燃 料税	使用済核燃料 の保管	保管する使用 済核燃料の重 量(使用済核 燃料に係る原 子核分裂をさ せる前の核燃 料物質の重 量)	原子炉設置者	申告納付	480円/kg	H15.9.30 施行 225
東京都 豊島区	放置自転車 等対策推進 税	豊島区内の鉄 道駅における 前年度の旅客 運送	豊島区内の鉄 道駅における 前年度の乗車 人員	鉄道事業者	申告納付	乗車人員1,000人 につき740円	H16.9.13 同意
沖縄県 伊是名村	環境協力税	旅客船、飛行 機等により伊 是名村へ入域 する行為	旅客船、飛行 機等により伊 是名村へ入域 する回数	旅客船、飛行機 等により伊是名 村へ入域する者	特別徴収	1回の入域につき 100円	H17.3.28 同意

(注) 遊漁税を課税していた3町村(河口湖町、勝山村及び足和田村)が平成15年11月15日に合併。